

会議所ニュース

No.113

発行 倶知安商工会議所・中小企業相談所 電話22-1108

しりべし高速交通ネットワークフォーラム2022を開催

9月21日、しりべし高速交通ネットワーク推進会議(当所事務局)は、ニセコ町民センターで『しりべしの未来を共に創ろう!』をテーマに、しりべし高速交通ネットワークフォーラム2022を開催しました。

フォーラムには約250名が参加し、日本のインバウンド観光の一大拠点、そして北海道有数の食と観光の拠点となる『しりべし』の実現に向け、急速に進んでいる高速交通ネットワークの整備や利活用について理解を深めました。フォーラムでは阿部会長の開会挨拶、中村衆議院議員ほか来賓挨拶の後、北海道大学公共政策大学院・岸教授の『しりべしの交通ネットワークの再構築に向けて』と題した講演がありました。



基調講演 『しりべしの交通ネットワークの再構築に向けて』
北海道大学公共政策大学院 教授 岸 邦宏 氏



岸教授からは、新幹線や高速道路の整備が進むなか、後志地域全体のネットワークを完成させるための議論をスタートすべき、との提言がありました。講演後には岸教授が『コーディネートとなり、『地域において高速交通ネットワークをどう活用するか』をテーマにパネルディスカッションが行われました。当所の地域活性化委員会・柏谷委員長のほか、羊蹄山麓に居住する3名がパネリストになり、高速道路整備の地元の盛り上がり状況や地域の未来像について意見を述べました。フォーラムの最後には、高速道路体験バスツアーなどに参加した、蘭越・ニセコの小学生が作文発表を行い、フォーラムは盛会裡に終了しました。

会員親睦事業開催

去る9月28日(水)に開催いたしました第38回倶商会頭杯ゴルフ大会(33名参加)並びに第27回倶商議員会長杯パークゴルフ大会(8名参加)は、晴天に恵まれ盛会裡に終了しました。優勝者については次の通りです。



『議員会長杯パークゴルフ大会』
優勝 藤澤 幸雄 氏



『会頭杯ゴルフ大会』
優勝 長谷部 和丈 氏

俱知安商工会議所・中小企業相談所セミナー開催



★7月29日(金)『インボイス制度と2023年10月に備えた経営力強化』講師・ネクストマーケティング㈱代表取締役・水下智則氏 参加者24名

講座では、インボイス制度と密接に関係のある軽減税率についてのおさらいから、インボイス制度導入に伴う影響と対応の解説、続いて登録申請・導入手順の詳細な説明があり、さらにインボイスに備える経営力強化のポイントとして、商品価値向上と価格適正化、また同時にIT化・デジタル化を行う方法や活用できる国の補助金についてわかりやすく説明していただきました。

★8月23日(火)『補助金活用と事業計画作成のポイント』講師・ミチタス㈱代表取締役・中本美智子氏 参加者24名

ウィズコロナ・アフターコロナを勝ち抜くため、今後の販路拡大・販路開拓に活用できる補助金を詳しく説明していただき、新分野展開などの事業再構築の考え方、これから考えるためのヒント、申請に必要な事業計画書の作成方法のコツを、サンプル企業を例にとり、実際の申請書類を用いて申請手順を学びました。講習会終了後には個別相談会(2名参加)も行いました。



★9月22日(木)『インボイス制度・実務対応講習会』講師・税理士・行政書士・星叡氏 参加者20名

インボイス制度の概要説明から消費税の計算方法、登録申請手続き方法、また免税事業者が知っておかなければならない登録申請するための判断のポイントなどを丁寧に説明していただきました。それに加え適格請求書に記載する消費税額の端数処理のルール、修正した適格請求書の交付方法、発行事業者の義務と罰則についてなど、詳細な説明もしていただきました。



『税を考える週間事業』を開催します。

国税局では国民の皆様様に租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただくため、1年を通じて租税に関する啓発活動を行っています。毎年11月11日から17日を「税を考える週間」として、集中的に様々な取組を実施しています。それに伴い、俱知安商工会議所・北海道税理士会小樽支部俱知安部会・俱知安地方間税会・(公社)南後志法人会俱知地区会・俱知安青色申告会の5団体共催で『税を考える週間事業』を開催いたします。当日は俱知安税務署長の講話などを頂く予定となっております。

日時 令和4年11月14日(月)

午後5時～

場所 ホテル第一会館

内容 俱知安税務署長講話 他

※申込・お問い合わせは会議所まで

インボイス制度登録はおすすめですか

いよいよ令和5年10月からインボイス制度が導入されます。制度導入後、適格請求書(インボイス)を交付するためには、税務署長に登録申請を行い、適格請求書発行事業者として登録を受ける必要があります。

令和5年10月から登録を受ける場合、原則、令和5年3月31日までに登録申請が必要です。